



令和 6 年 5 月 13 日

一般社団法人 品川法人会
会 長 大越 達夫 殿

一般社団法人 品川法人会

監 事 長谷川 雅一 
監 事 三山 達 

私たち監事は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条及び同法第 124 条に基づき、その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の整備に努めるとともに理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 一 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上